

令和5年度 水道水質検査計画



令和5年4月

仁 淀 川 町

令和5年度 水道水質検査計画

仁淀川町では、良質で安全安心な水道水を供給するために常に最新の水質基準に伴う水道法施行規則に従って、最適な水質検査計画を策定しています。
本水質計画の実施により、地域住民の皆様にご供給する水道水質が良質で安全安心したものであることのご理解をしていただけるよう、水質結果を公表致します。

■検査計画の内容

1. 基本方針	1
(1) 検査地点	1
(2) 検査項目	1
(3) 検査頻度	1
2. 水道事業の概要	2
簡易水道施設の位置図	3
3. 臨時の水質検査	4
4. 水質検査方法	4
5. 水質検査の委託	4
6. 水質検査計画及び結果の公表	5
7. 検査結果の評価	5
8. 関係先との連携	5

1. 基本方針

(1) 検査地点

水道法で義務づけられてい水道水の検査を給水栓(蛇口の水)で行います。

- ・ 毎日検査については、水道施設を代表とする(できる限り管末)給水栓で行ないます。
- ・ 水質基準項目の検査は、毎日検査と同じ給水栓で行います。
- ・ 原水については、取水地点及び原水槽または、原水栓で行います。

(2) 検査項目

水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上注意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目としています。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色・濁り・残塩効果に関する検査は、給水栓にて毎日行ないます。

水質基準項目(51項目)と基準値を表1に示します。

1) 1ヶ月に1回の検査項目

- ①一般細菌 ②大腸菌 ③塩化物イオン ④有機物(TOC) ⑤PH ⑥味
⑦臭気 ⑧色度 ⑨濁度

2) 3ヶ月に1回の検査項目

- ①塩素酸 ②シアン化物イオン及び塩化シアン ③クロロ酢酸
④クロロホルム ⑤ジクロロ酢酸 ⑥ジブロモクロロメタン ⑦臭素酸
⑧総トリハロメタン ⑨トリクロロ酢酸 ⑩ブロモジクロロメタン
⑪ブロモホルム ⑫ホルムアルデヒド ⑬トリクロロエチレン

3) 臭気物質の検査

臭気物質については、水源でカビ臭の発生の恐れのある夏季を目安に1年に1回の検査を行います。①ジェオスミン ②2-メチルイソボルネオール

4) その他の項目検査

前述の1)～3)を除く残りの項目は、過去3年間の実績における最高値により法令で定められた一定の方法により、検査頻度を減らすことができますが安全性確認のため省略可能な項目についても1年に1回検査を行います。

5) 原水検査

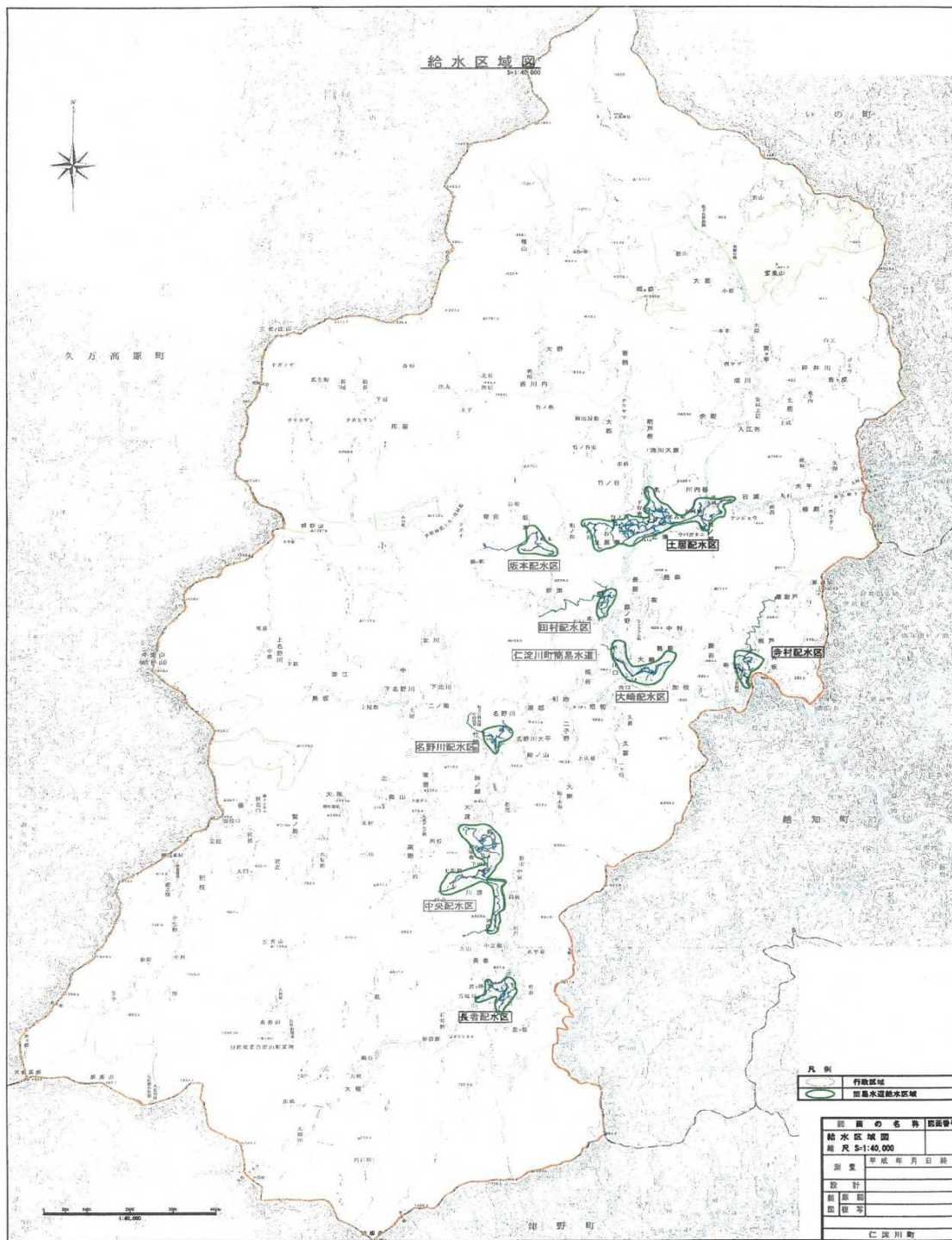
すべての水源の原水については、毎年1回定期的に全項目(消毒副生成物を除く)検査を実施します。

2. 水道事業の概要

表2「令和5年度 水道事業の概要」及び「簡易水道施設の位置図」を参照。

表2 令和5年度 水道事業の概要

	簡易水道（配水区）							
	土居	坂本	寺村	大崎	田村	名野川	中央	長者
給水区 域内 人口	964	43	179	401	150	129	711	345
計画給 水人口	1,410	150	360	740	200	182	1,031	645
現在給 水人口	964	43	179	401	150	129	711	345
普及率	100	100	100	100	100	100	100	100
浄水能 力(m3/ 日)	680	30	115	303	60	77	375	284
年間 浄水量	158,607	3,893	20,546	60,115	14,248	18,921	87,033	105,511
計画1日 最大 給水量 (m3/日)	474	20	64	176	46	40	150	136
取水施設	表流水 伏流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	浅井戸
浄水施設	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	緩速 ろ過池 滅菌 消毒	膜ろ過 滅菌 消毒	滅菌 消毒



3. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行ないます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域、及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

4. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の水質検査方法については、水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省令第11号)により行います。
なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

5. 水質検査の委託

1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を委託等により行います。

2) 水質基準項目の検査(51項目)

水質検査から検査報告書発行までの業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、下記の項目を重視します。

- ① 水道水質検査において、制度と信頼性を重視します。
- ② 信頼性保証システムとして、ISO9001及び水道GLP認定水質検査機関であること。
- ③ 水質基準項目について、自社分析が行える検査機関とします。
- ④ 臨時の水質検査等において迅速な対応が行える検査体制が整備されている検査機関とします。

6. 水質検査計画及び結果公表

水質計画や水質検査結果については、仁淀川町のホームページで公表します。また、建設課でも閲覧できるようにします。

7. 検査結果の評価

検査結果の評価は、水質基準値などと比較して、検査ごとに行います。また、検査の結果を分析し、必要があれば検査計画を見直していきます。

8. 関係者との連携

仁淀川町建設課では、保健所、分析機関等と連絡を密にし、水質異常に即応できる体制を整えています。また、県や他市町村と水道に関する情報交換を行い、水道技術の向上をはかります。

■連絡先

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎200番地

仁淀川町役場 建設課

TEL:0889-35-1085

FAX:0889-35-0571

ホームページ <http://www.town.niyodogawa.lg.jp/>
